

都市農業基本計画10年で 課題と今後の対応を取りまとめ

全国農委都市農政対策協

全国農業委員会都市農政対策協議会（会長・青山侑東京都農業会議会長、事務局・全国農業会議所、以下「都対協」）は5月14日開催の令和7年度通常総会で、2年にわたる調査・検討を経て取りまとめた「都市農業振興基本計画策定から10年にあるべき課題の整理と対応について（以下、「取りまとめ」）を決定。

同日に青山会長が全国農業会議所の國井会長に手交し、取りまとめの中で整理した地域農業の振興と農地保全に向けた方策について、全国的な対応に協力を求めた。

取りまとめは、都対協が実施してきた事務局長会議や現地研究会、都市農業・農地基本政策作業部会等における約2年間の

協議を重ねて、整理したもの。

①都市及びその周辺の農地の保全について、②農業委員会活動の積極的な展開に向けた6つ

の取り組み、③さらなる都市農地保全と農業振興に向けた要望の3つの柱で構成されている。

都市及びその周辺では農地転用が進み大規模な開発に伴うものも散見。周辺の土地利用や農業者の営農意欲にも大きな影響をもたらしている。こうした課題については、都市農政対策に限らず全国的な対応が必要なため、全国農業会議所並びに農林水産省に対して検討を求めた。

農委が強化する必要がある取り組みとして、①都市農業の持つ機能と役割の普及・実現、②地域農業の担い手の確保・育成、③生産緑地に係る法・制度の活用、④農家の相続対策の啓発、⑤農業委員会法第38条に基づく

「意見提出」の実施、⑥研修等の充実の6つを挙げている。

とりわけ、都市農業振興基本法に基づく地方計画の策定・見直しについては、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画と一体として、市町村の農業振興計画の中で位置付けた取り組みよう、記載している。

また、4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画の中でも、貸借実績が低調である旨、記載されていた都市農地貸借円滑化法の啓発については、生産緑地制度の活用と併せて積極的な対応を図ることとした。

円滑化法の本旨を解説 都対協でリーフレット作成

全国農業委員会都市農政対策協議会（青山侑会長）は、このほど、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下、円滑化法）を農家や関係者に周知・啓発する全4ページのリーフレットを作成した。

円滑化法は、都市農地を将来にわたり保全する目的で、平成30年に制定された法律である。都市農地を保全するための選択肢を拡げた制度という性質を踏まえ、農地を貸す際の不安の声や相続時の誤った理解に対し、本来の趣旨を丁寧に伝える必要がある。

リーフレットでは、自作が困難となっている都市農地所有者に対して円滑化法による貸借を行う意義・メリットをわかりやすく解説するという内容を漫画形式で紹介し、裏面では円滑化法や納税猶予制度の仕組みについて詳しく解説している。

また、円滑化法による貸借の最大のメリットが、相続税納税猶予制度の適用を受けることで次の世代に農地を引き継ぐという点にあることを強調。「わが家に農地を残すための手段」として家族でよく話し合い、活用を検討して欲しいと呼びかけて締めくくっている。（沼田）

都市農地貸借円滑化法等で貸し付けた農地 相続税納税猶予制度の活用で保全しませんか！



リーフレットの漫画より抜粋。円滑化法は相続発生までの一時しのぎの制度ではなく、都市農地を次世代に引き継ぐために有効な制度だと説明。

こうした農委等の取り組みを促進し、都市農地の保全と農業振興が図られるよう、農業体験農園の推進・整備、生産緑地の指定促進、支援施策の充実と農業税制の改正、農委の体制強化等の施策についての要望事項を整理した。

（北川）